

池田市立学校における学校運営協議会 傍聴要領

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、各対象学校の受付方法に則って手続きを行い、会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- (1) 傍聴人は、会議に対して一切の発言はできません。
- (2) 委員等、会議の出席者の言論に対し拍手などの方法により、可否を表明するなど会議の進行を妨害しないこと。
- (3) 静粛を守り、私語、談笑をしないこと。
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、もしくは張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (5) 拡声器、携帯電話、録音器、カメラ等の使用をしないこと。
- (6) みだりに席を離れたり、飲食、喫煙をしないこと。
- (7) 理由なく騒ぎたてたり、議事の妨害となる行為をしないこと。
- (8) その他前各号の外、すべて係員の指示に従うこと。

3 会場の秩序維持

傍聴者が前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。